

問い合わせ先  
 県土マネジメント部公共工事契約課  
 公共工事契約管理係  
 0742-27-7425

## 平成27年度 第2回 奈良県入札監視委員会議事概要

開催日及び場所	平成27年10月28日（水） 県庁第1会議室	
委員	委員長 池田 辰夫 委員長代理 福井 英之 藤平 真紀子 槇村 久子 三浦 晴彦	
審議対象期間	平成27年4月1日～平成27年7月31日	
抽出案件	6 件	(備考) ○審議対象期間中の総契約件数、入札参加停止措置状況、入札契約制度の適正化に係る取組状況並びに談合情報の対応等について説明
一般競争入札	4 件	
指名競争入札	0 件	
随意契約	2 件	
委員からの意見・質問、それらに対する回答等	意見・質問	回答
	次 頁 以 降 参 照	
委員会による意見具申又は勧告の内容	<p>○抽出案件については、不正を疑わせる内容もなく、概ね妥当であると考えます。</p> <p>○今後とも入札制度の不断の改革に努めることとし、更なる競争性・透明性・公平性を確保し、県内優良建設業者の育成や不良不適格業者の排除を促進するとともに、価格と品質で総合的に優れた調達が確保されるよう、引き続き検討・見直しを進めていただきたい。</p> <p>○今後とも県民の信頼に耐えうる入札制度の更なる改善に努めていただきたい。</p>	

質 問	回 答
<b>案件1(重要文化財橿原神宮本殿屋根葺替等工事(第2期))</b>	
質問なし	
<b>案件2~4(農業研究開発センター等新築工事(建築工事、電気設備工事、機械設備工事))</b>	
○案件2~4について、工事を1本化した方がコストが抑えられるように思うがどうか。	●公共工事の発注に関しては分離分割発注を行っている。建設業法における様々な業種に受注機会が行き渡るように配慮したものである。
○案件2~4の全てで落札率が90.00%となっているが、理由はあるのか？	●調査基準価格について事前公表していることが要因として考えられるが、明確な理由については不詳。
○技術評価点について、標準点と加算点に分かれるとされているが、どのような項目が評価対象となっているのか。	●入札公告の中で、施工計画や企業の施行実績等、加算点(22点満点)の評価項目について定めている。標準点は特段問題が無ければ100点となる。標準点と加算点の合計点を入札額で除した評価値が最も高い者を選定する。このような方式を「総合評価落札方式」の除算方式といい、国と同様のルールで運用している。
<b>案件5(桜井幹線送水管工事桜井緊急バイパス管)</b>	
○桜井市営の浄水場に県営水道の水を供給することであるが、桜井市は費用負担をしないのか。	●桜井市は工事費を負担しないが、供給される県営水道の水道料金を負担する。当該工事は緊急的な水源措置として実施しており、暫定的な期間ではあるが、その間の水道料金収入により工事費は回収できる見込みである。
<b>案件6(一般国道168号 法面对策工事(道路施設維持修繕事業))</b>	
○当該現場では計3回の崩落が起きているが、被害が拡大する中で、予定価格を定めるにあたってどのように調査し確認したのか。	●2回目の崩落は当初から想定されたことから、当該エリアを含めて契約内容を設定した。3回目の崩落は想定されていない事態であったため、変更契約により対応した。
○奈良県建設業協会の中では、どのように業者選定が行われているのか。	●当該業者は、当該路線・区域における緊急維持契約業者であり、日常の緊急対応業務に従事していたこと等から、緊急対応が可能な同業者が選定されたものであると考えられる。